

宿泊約款

- General Terms & Conditions for Accommodation Contract -

第1条 適用範囲

- 当ホテル（館）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 当ホテル（館）が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条 宿泊契約の申込み

- 当ホテル（館）に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテル（館）に申し出ていただきます。
 - 宿泊者名/宿泊人数/宿泊する者の性別
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他当ホテル（館）が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル（館）は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 宿泊契約は、当ホテル（館）が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、但し、当ホテル（館）が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるとときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテル（館）が定める申込金を、当ホテル（館）が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金はまず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテル（館）が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテル（館）がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテル（館）は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテル（館）が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

- 当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 宿泊の申し込みが、この約款に依らないとき。
 - 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

- 宿泊客は、当ホテル（館）に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテル（館）は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテル（館）が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当ホテル（館）が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテル（館）が宿泊客に告知したときに限ります。
- 当ホテル（館）は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテル（館）の契約解除権

- 当ホテル（館）は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が第5条1項(4)のイ～ハに該当するとき。
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル（館）が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に違反しないとき。
- 当ホテル（館）が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

- 宿泊客は、泊日当日、当ホテル（館）フロントにおいて、事項登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、生年月日、年齢、性別、住所及び職業
 - 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当ホテル（館）が必要と認める事項
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます

第9条 客室の使用時間

- 宿泊客が当ホテル（館）の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 当ホテル（館）及び所属する別館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- 本館・悠々館・アネックス
超過2時間迄は、大人1名様1,100円（税込）・子供1名様550円（税込）・ご利用は12:00迄
 - 和楽
超過1時間迄は、大人・子供1名様550円（税込）・ご利用は11:00迄
 - 富士見
超過1時間毎に1室2,200円（税込）・ご利用は12:00迄
- ※お日にちによりお受けできない場合がございます。

第10条 利用規則の遵守

- 宿泊客は、当ホテル（館）内においては、当ホテル（館）が定めてホテル（館）内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

- 当ホテル（館）及び所属する別館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の啓示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

門限	●本館・悠々館・アネックス 無し ●和楽 1:00 ●富士見 0:00
フロントサービス	●本館・悠々館・アネックス・富士見 24時間 ●和楽 7:00～0:00

(2) 飲食等（施設）サービス時間

朝食	●本館・和楽・悠々館・アネックス 開始 7:00～7:30 終了 9:30 ●富士見 7:30～9:00
夕食	17:30～21:00
その他飲食施設	●本館 ラウンジ 14:30～16:30 バー・カラオケ 19:00～23:00

※和楽・悠々館・アネックスは朝食・夕食共に本館の施設を利用します。

(3) 附帯サービス施設時間

売店	●本館 8:00～11:00 / 14:30～20:00 ●和楽 7:00～0:00 ●富士見 7:00～9:00
ゲームコーナー	●本館 15:00～22:00

- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル（館）が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等に代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテル（館）が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 当ホテル（館）が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテル（館）の責任

1. 当ホテル（館）は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテル（館）の責めに帰すべき事由によるものでないときは、の限りではありません。
2. 当ホテル（館）は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテル（館）は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテル（館）は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテル（館）の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテル（館）は、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテル（館）がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル（館）は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル（館）内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテル（館）の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテル（館）は、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテル（館）に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテル（館）はその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテル（館）に到着した場合は、その到着前に当ホテル（館）が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル（館）に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテル（館）は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテル（館）の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当ホテル（館）の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテル（館）は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当ホテル（館）の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテル（館）が損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテル（館）に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 当ホテル（館）施設内（指定喫煙場所を除く）において、禁煙とされた客室内もしくは施設内で喫煙が確認できた場合は喫煙による客室クリーニング代及び客室販売売り止めの損害賠償として、別表第3による諸費用を請求させていただきます。

第19条 インターネット通信に関わる規定及び免責事項

1. 当ホテル（館）内からのインターネット通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。インターネット通信のご利用中にシステム障害、その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。
2. インターネット通信のご利用に当ホテル（館）が不適切と判断した行為により、当ホテル（館）及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第20条 宿泊客見舞金規定

1. 当館は当館の宿泊客が宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合には、次に定める宿泊客見舞金規定に記載の事項を実施します。

第20-1条 目的

1. 本規定は宿泊客の死亡に際し、当館が弔意を表して給付する金品等に関し必要な事項を定めたものです。

第20-2条 死亡弔慰金等

1. 当館は、当館の宿泊客が宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合に以下に掲げる事項を実施します。但し、「当館宿泊中」とは、当館にチェックインしてからチェックアウトするまでの間とします。
 - (1) 遺族に対して、死亡弔慰金を給付いたします。死亡弔慰金の金額は、死亡した宿泊客1名につき10万円を限度とします。
 - (2) 状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に当館の役員、従業員又は当館が指定する代表者が出席いたします。
 - (3) 状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に当館より献花等を行います。

第20-3条 給付の制限

1. 第20-3条 次のいずれかに該当する場合は前条に掲げる事項を実施いたしません。

- (1) 宿泊客が麻薬・あへん・大麻または覚醒剤、シンナー等によって死亡した場合。
- (2) 宿泊客の妊娠・出産・早産または流産が原因で死亡した場合。
- (3) 宿泊者の自殺行為によって死亡した場合。
- (4) 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性・爆発性・その他有害は特性による事故が原因で発症した病気によって死亡した場合。
- (5) 前項以外に放射性照射または放射能汚染によって発症した病気によって死亡した場合。
- (6) 細菌性植物中毒によって死亡した場合。

第20-4条 書類の提出

1. 死亡した宿泊客の遺族が本規定の定めるところに従って死亡弔慰金を受け取ろうとするときは以下の書類を当館に提出いただくものとします。

- (1) 所定の死亡弔慰金請求書
- (2) 医師の死亡診断書または死亡検案書
- (3) 死亡した宿泊客と死亡弔慰金を受け取る方の関係を証明する書類

第20-5条 保険会社との契約

1. 第20-2条に定める死亡弔慰金の支払い等を実際にするために、その安全措置として当館は死亡弔慰金等のすべてまたはその一部について、保険会社と保険契約を締結することがあります。

宿泊約款に条項に記載された別表

●別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料及び朝食等の飲食料) ② サービス料(①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食(①に含まれるものを除く) ④ サービス料(③×10%)
	税金	イ、消費税 ロ、入湯税(温泉地のみ)

※備考

1. 基本宿泊料は当館が定める料金表に依ります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具及び食事を提供しない幼児については、2,750円(税込)・1,100円(税込)いただきます。

●別表第2 違約金(第6条第2項関係)

		契約解除の通知を受けた日					
		不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前
契約申込人数	14名まで	100%	100%	100%	50%	30%	—
	15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%
	31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%
	101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%

		契約解除の通知を受けた日					
		6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
契約申込人数	14名まで	—	—	—	—	—	—
	15名～30名まで	20%	20%	—	—	—	—
	31名～100名まで	20%	20%	10%	10%	—	—
	101名以上	30%	30%	15%	15%	15%	10%

●別表第2 違約金(第6条第2項関係)

		契約解除の通知を受けた日					
		不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前
年末年始 ゴールデンウィーク 夏季シーズン (7月第3土曜日～8月31日)等 当社が任意に定める特別日		100%	100%	50%	30%	30%	30%
		5日前	6日前	7日前	8日前	9日前	14日前
		30%	30%	30%	20%	20%	20%

※注意

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

●別表第3 喫煙による現状回復に関わる諸費用(第18条 第2項)

クリーニング代	1室につき5万円(税込)
販売売止費用	販売売止日数×5万円(税込)